

## 令和5年 第3回 東彼杵町議会定例会会議録

令和5年第3回東彼杵町議会定例会は、令和5年9月19日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	大安 義和 君	2番	児玉 隆行 君
3番	構 浩光 君	4番	吉永 秀俊 君
5番	尾上 庄次郎 君	6番	大石 俊郎 君
7番	口木 俊二 君	8番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	楠本 信宏 君
税 財 政 課 長	山下 勝之 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	小林 竹哉 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 井上 晃 君 主任書記 山下 美華 君

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1	議案第43号	令和5年度東彼杵町一般会計補正予算（第5号） （委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第2	議案第44号	令和5年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） （委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第3	議案第45号	令和5年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第2号） （委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第4	議案第46号	令和5年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第2号） （委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第5	議案第47号	令和4年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件 （委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第6	議案第48号	令和4年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件 （委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第7	議案第49号	令和4年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件 （委員長報告・質疑・討論・採決）

- 日程第 8 議案第 50 号 令和 4 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出  
決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 議案第 51 号 令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認  
定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 議案第 52 号 令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認  
定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 議案第 53 号 令和 4 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定  
の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議案第 54 号 令和 4 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 13 議案第 55 号 令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 14 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件
- 日程第 15 議員派遣の件

## 6 閉 会

## 開 議（午前 9 時 27 分）

### ○議長（浪瀬真吾君）

おはようございます。定刻前ですけれど、ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

それでは、これから議事に入ります。

### 日程第 1 議案第 43 号 令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号） （委員長報告・質疑・討論・採決）

### ○議長（浪瀬真吾君）

日程第 1、議案第 43 号令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。構総務厚生常任委員長。

### ○総務厚生常任委員長（構浩光君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

#### 記

#### 1 付託された事件

議案第 43 号 令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）

#### 2 審査年月日

令和 5 年 9 月 11 日

#### 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長、会計管理者、教育次長、財政管財係長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 6789 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 65 億 6350 万 5000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では、総務費にマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記にかかるシステム改修業務委託料やバスロケーションシステム導入業務委託料など 3104 万 8000 円、農林水産業費に農業資材価格高騰対策緊急支援事業補助金やながさき農林業・農山村構造改善加速化事業補助金など 1 億 2469 万 3000 円、商工費に農水産加工施設整備補助金など 2574 万 5000 円、土木費に舗装補修工事や道路改良工事、木場本線改良事業に国道交差点照明施設設置工事など 6978 万 3000 円、教育費に千綿小学校プール通路整備工事や総合会館歩道設置工事など 1463 万 4000 円を追加計上するものである。また、議員報酬改定や人事異動に伴う職員給与等の増減に係る所要額もあわせて計上されている。

歳入については、特定財源として、国庫支出金 915 万 1000 円、県支出金 9500 万円、繰入金 6200 万 5000 円、町債 2109 万 9000 円などを計上し、一般財源として繰越金 8438 万 8000 円減、町税 1 億 6500 万円、諸収入 2 万 3000 円が追加計上されている。

慎重に審査した結果、7款1項2目商工振興費18節負担金補助及び交付金の農水産加工施設整備補助金2556万5000円については、町有地に民間事業所を建設するための補助金であり、永久的使用等の問題が生じ、禍根を残す事になる等の意見があり、原案からこの金額(2556万5000円)を減額した修正案を全委員一致可決すべきものと決定しました。

次のページをお願いします。

議案第43号令和5年度東彼杵町一般会計補正予算(第5号)に対する修正案。

議案第43号令和5年度東彼杵町一般会計補正予算(第5号)の一部を次のように修正する。

第1条中「2億6789万円」を「2億4232万5000円」に、「65億6350万5000円」を「65億3794万円」に改める。

第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

下の表は省略いたします。以上です。

**○議長(浪瀬真吾君)**

それでは、これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(浪瀬真吾君)**

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、議案第43号の討論を行います。

はじめに、原案に反対者及び修正案に賛成者の発言を許します。6番議員、大石俊郎君。

**○6番(大石俊郎君)**

議案第43号令和5年度東彼杵町一般会計補正予算(第5号)に対し賛成の立場で討論させていただきます。

この修正案に賛成理由は4点ございます。

まず、第一点、町有地に民間企業の建物を認めるということは、建物が朽ち果てるまで半永久的に使用权を与えることとなり、将来に対し禍根を残すこととなります。

2つ目、議案上程されるまで議会に対し十分な説明もなく、また、全員協議会の場で説明されるような手順もなされておられません。

3つ目、補助金額も約2556万円という多額の金額であり、また、補助率70%とした根拠についても十分な説明がなされておられません。

最後に4点目でございます。なぜ、今回の補助金が株式会社彼杵の荘でなければならなかったのか。他の会社、事業者では駄目だったのか。その辺のところの説明も十分でございません。以上、4点の理由から今回の補正予算に対する修正案に賛成するものでございます。以上でございます。

**○議長(浪瀬真吾君)**

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ないですね。

他に討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(浪瀬真吾君)**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 43 号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は修正です。  
まず、委員会の修正案について、起立によって採決をします。  
委員会の修正案に賛成の方は、起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、委員会の修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決をします。  
修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 44 号 令和 5 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 3 議案第 45 号 令和 5 年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第 2 号)  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 4 議案第 46 号 令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第 2 号)  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 2、議案第 44 号令和 5 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)、日程第 3、議案第 45 号令和 5 年度東彼杵町水道事業会計補正予算(第 2 号)、日程第 4、議案第 46 号令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第 2 号)、以上 3 議案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。産業建設文教常任委員長、児玉隆行君。

○産業建設文教常任委員長（児玉隆行君）

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 44 号 令和 5 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)

2 審査年月日

令和 5 年 9 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、マンホールポンプ等の修繕費を追加計上するものである。

歳入歳出それぞれの補正予算は、226万5000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額4476万5000円の計上である。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に。

1 付託された事件

議案第45号 令和5年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第2号）

2 審査年月日

令和5年9月11日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、積算システム変更に伴い委託料及び賃借料を追加計上するものである。

収益的支出の補正予算は、23万2000円を追加し、計2億4120万1000円の計上である。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に。

1 付託された事件

議案第46号 令和5年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

2 審査年月日

令和5年9月11日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、収益的支出において、積算システム変更に伴い委託料及び賃借料を追加計上するものである。

収益的収入及び支出の補正予算をそれぞれ23万2000円追加し、収益的収入計2億9271万6000円及び収益的支出計2億7531万2000円の計上である。

また、資本的支出において、舗装復旧工事及びマンホールポンプ制御盤の改修に伴い工事請負費を追加計上するものである。

資本的収入及び支出の補正予算をそれぞれ1590万円追加し、資本的収入計1億4667万円及び資本的支出計2億1196万円の計上である。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、工事施工に当たっては、地域住民への周知徹底と安全管理に努められたいとの意見がありました。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第 44 号、議案第 45 号、議案第 46 号の討論を一括して行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで議案第 44 号、議案第 45 号、議案第 46 号の討論を終わります。

これから、議案第 44 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 44 号令和 5 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 45 号令和 5 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 46 号令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

- |       |          |  |
|-------|----------|--|
| 日程第 5 | 議案第 47 号 | 令和 4 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件<br>(委員長報告・質疑・討論・採決)            |
| 日程第 6 | 議案第 48 号 | 令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件<br>(委員長報告・質疑・討論・採決)    |
| 日程第 7 | 議案第 49 号 | 令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件<br>(委員長報告・質疑・討論・採決)      |
| 日程第 8 | 議案第 50 号 | 令和 4 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件<br>(委員長報告・質疑・討論・採決) |

- 日程第 9 議案第 51 号 令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 議案第 52 号 令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 議案第 53 号 令和 4 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議案第 54 号 令和 4 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 13 議案第 55 号 令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

#### ○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第 5、議案第 47 号令和 4 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第 6、議案第 48 号令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 7、議案第 49 号令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 8、議案第 50 号令和 4 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 9、議案第 51 号令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 10、議案第 52 号令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 11、議案第 53 号令和 4 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 12、議案第 54 号令和 4 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件、日程第 13、議案第 55 号令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件、以上 9 議案を一括議題とします。本案について、委員長の報告をそれぞれ求めます。決算審査特別委員長、構浩光君。

#### ○決算審査特別委員長（構浩光君）

決算審査特別委員会に付託された議案について委員会付託審査報告をいたします。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

#### 記

##### 1 付託された事件

議案第 47 号 令和 4 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件

##### 2 審査年月日

令和 5 年 9 月 12 日、13 日

##### 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長、会計管理者、教育次長及び財政管財係長に出席を求め委員会を開催しました。

令和 4 年度決算の収支は、歳入総額 65 億 9761 万 6000 円（対前年度比 2.4%減）、歳出総

額は 62 億 9609 万 6000 円（対前年度比 2.5%減）と共に減少している。

形式収支は 3 億 152 万円となっているが、翌年度への繰越財源 8808 万 7000 円を控除した実質収支は 2 億 1343 万 3000 円（実質収支比率 6.6%）となり、前年度より 2.6%の増となっている。

単年度収支は 8229 万 7000 円の黒字となり、基金の積み立て 72 万 4000 円と合わせ実質単年度収支も 8302 万 1000 円の黒字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、①住宅駐車場に関して、法令、ニーズに合わせ 2 台目の駐車スペース確保、下川団地空きスペースの活用を検討されたい。②千綿駅横の町有地について、町づくり活性化のために有効活用を検討されたい。③新庁舎整備について、広く町民の意見を聞き慎重に検討されたい。④高齢者タクシー助成金は、対象者・地域の見直しを検討されたい。⑤地域産業雇用創出チャレンジ支援事業について、区長会、事業所等に広く告知できるように工夫されたい。⑥道の駅のトイレ衛生設備保守業務については、株式会社彼杵の荘と協議され応分の負担を検討されたい。⑦町道補修工事で緊急を要する箇所については、東彼杵町総合管理計画に基づいて予算の確保を検討されたい。⑧令和 4 年度は、過疎債を適用され負債が増額しているため、使途の精査をされたい。⑨不用額が多額となっているため、適正な予算措置を検討されたいとの意見がありました。

次に。

#### 1 付託された事件

議案第 48 号 令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

#### 2 審査年月日

令和 5 年 9 月 13 日

#### 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長、長寿ほけん課長及び会計管理者に出席を求め委員会を開催しました。

令和 4 年度決算の収支は、歳入総額 10 億 8315 万 3000 円（対前年度比 2.1%減）、歳出総額 10 億 5031 万 3000 円（対前年度比 3.4%減）で、前年度より歳入、歳出ともに減額決算となっている。

実質収支は 3284 万円であるが、前年度実質収支 1939 万 1000 円が含まれているため単年度収支は 1344 万 9000 円の黒字となっている。

なお、令和 4 年度は財政調整基金への積み立ては 2 万 3000 円となっており、実質単年度収支は 1347 万 2000 円の黒字であった。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、保険税の滞納分については、不納欠損が生じないように徴収の強化を図られたいとの意見がありました。

続きまして。

#### 1 付託された事件

議案第 49 号 令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

## 2 審査年月日

令和5年9月13日

## 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長、長寿ほけん課長及び会計管理者の出席を求め委員会を開催しました。

令和4年度は予算現額8億2200万円に対し、歳入総額8億5455万7000円（対前年度比0.6%減）、歳出総額8億1391万9000円（対前年度比3.5%減）となり実質収支は4063万8000円で、前年度実質収支が1645万2000円、積立金2万円があり、実質単年度収支は2420万6000円の黒字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、保険料の滞納分については、不納欠損が生じないように徴収の強化を図られたいとの意見がありました。

続きまして。

### 1 付託された事件

議案第50号 令和4年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件

## 2 審査年月日

令和5年9月13日

## 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長及び会計管理者の出席を求め委員会を開催しました。

令和4年度は、歳入総額31万1000円、歳出総額3000円となっている。実質収支は30万8000円、前年度実質収支は30万8000円であり、積立金3000円であることから、実質単年度収支は3000円となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

次に。

### 1 付託された事件

議案第51号 令和4年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

## 2 審査年月日

令和5年9月13日

## 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長及び会計管理者の出席を求め委員会を開催しました。

令和4年度は、歳入総額3993万7000円（対前年度比39.1%減）歳出総額3670万7000円（対前年度比42.5%減）となっている。実質収支は312万円で、実質単年度収支は137万4000円の黒字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、接続率の向上に努められたいとの意見がありました。

続きまして。

### 1 付託された事件

議案第 52 号 令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和 5 年 9 月 13 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長、会計管理者の出席を求め委員会を開催しました。

令和 4 年度は、歳入総額 884 万円（対前年度比 31.2%減）に対し、歳出総額は 712 万 7000 円（対前年度比 40.1%減）となっている。実質収支は 160 万 3000 円で、実質単年度収支は 64 万 8000 円の黒字となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、接続率の向上に努められたいとの意見がありました。

続きまして。

1 付託された事件

議案第 53 号 令和 4 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

2 審査年月日

令和 5 年 9 月 13 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長、長寿ほけん課長及び会計管理者の出席を求め委員会を開催しました。

令和 4 年度は、歳入総額 1 億 2458 万 6000 円、歳出総額 1 億 2274 万 1000 円となっている。実質収支は 184 万 5000 円となり、実質単年度収支は 19 万 7000 円の黒字となっている。被保険者 1 人当りに換算した年間給付額は 99 万 2000 円となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

続きまして。

1 付託された事件

議案第 54 号 令和 4 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件

2 審査年月日

令和 5 年 9 月 13 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長、会計管理者の出席を求め委員会を開催しました。

令和 4 年度の収益的収入は、予算額 2 億 4475 万 1000 円に対し、決算額 2 億 5103 万 6495 円で 628 万 5495 円の増となり、収益的支出が予算額 2 億 4966 万 9000 円に対し、決算額 2 億 3909 万 1186 円、翌年度繰越額 64 万 1000 円で不用額 993 万 6814 円となっている。

資本的収入は、予算額 2 億 1025 万 2000 円に対し、決算額 2 億 705 万 4427 円で 319 万 7573 円の減となっている。資本的支出が予算額 2 億 2696 万 4000 円に対し、決算額 2 億 41 万 4455 円で不用額 2654 万 9545 円となっている。

事業収益は合計 2 億 3935 万 9224 円となり、事業費用は合計 2 億 3218 万 203 円となっている。経常利益は 717 万 9021 円となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、有収率の向上に努められたいとの意見がありました。

老朽管更新計画については、東彼杵町総合管理計画に基づいて予算の確保を検討されたいとの意見がありました。

続きまして。

1 付託された事件

議案第 55 号 令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件

2 審査年月日

令和 5 年 9 月 13 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長、会計管理者の出席を求め委員会を開催しました。

令和 4 年度の収益的収入は、予算額 2 億 6884 万円に対し、決算額 2 億 7139 万 7549 円で 255 万 7549 円の増となり、収益的支出は、予算額 2 億 5785 万 2000 円に対し、決算額 2 億 6387 万 3472 円、翌年度繰越額 64 万 1000 円で、不用額△666 万 2472 円となっている。

資本的収入は、予算額 1 億 3982 万 8000 円に対し、決算額 1 億 1445 万 7744 円で 2537 万 256 円減となっている。資本的支出は、予算額 2 億 355 万 3000 円に対し、決算額 1 億 7886 万 3950 円、翌年度繰越額 259 万 8000 円で、不用額 2209 万 1050 円となっている。

事業収益は合計 2 億 6703 万 8925 円となり、事業費用は合計 2 億 5277 万 8094 円となっている。経常利益は 1426 万 831 円となっている。

慎重に審査した結果、全委員一致認定すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、接続率の向上に努められたいとの意見がありました。以上、報告終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 47 号から議案第 55 号まで、9 議案を一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてから質疑をお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑なしと認め、議案第 47 号から議案第 55 号についての質疑を終わります。

これから、議案第 47 号から議案第 55 号について一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで議案第 47 号から議案第 55 号の討論を終わります。

これから議案第 47 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 47 号令和 4 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 47 号令和 4 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 48 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 48 号令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 48 号令和 4 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 49 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 49 号令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 49 号令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 50 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 50 号令和 4 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 50 号令和 4 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 51 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 51 号令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の

件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(浪瀬真吾君)

起立多数です。

したがって、議案第 51 号令和 4 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 52 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 52 号令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(浪瀬真吾君)

起立多数です。

したがって、議案第 52 号令和 4 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 53 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 53 号令和 4 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

暫時休憩します。

暫時休憩(午前 10 時 08 分)

再開(午前 10 時 09 分)

○議長(浪瀬真吾君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 53 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 53 号令和 4 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(浪瀬真吾君)

起立多数です。

したがって、議案第 53 号令和 4 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 54 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 54 号令和 4 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(浪瀬真吾君)

起立多数です。

したがって、議案第 54 号令和 4 年度東彼杵町水道事業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 55 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。議案第 55 号令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(浪瀬真吾君)

起立多数です。

したがって、議案第 55 号令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定されました。

#### 日程第 14 委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査の件

○議長(浪瀬真吾君)

次に、日程第 14、委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました特定事件(所管事務)の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(浪瀬真吾君)

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 日程第 15 議員派遣の件

○議長(浪瀬真吾君)

日程第 15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件については、会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布しました別紙のとおり、議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配布しましたとおり、派遣することに決定しました。

なお、ただいま決定しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、後日変更等があった場合は、議長に一任することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

令和 5 年第 3 回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会（午前 10 時 13 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 尾上 庄次郎

署名議員 大石 俊郎